

非居住者・在日外国人居住者用外国証券取扱規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、外国証券取扱規程の規定にかかわらず、非居住者（本邦法人の在外支店を除く。以下同じ。）又は在日外国人居住者である顧客（以下「顧客」という。）のために外国証券の売買取引の委託の取次ぎ又は代理（以下「外国証券取引の取扱い」という。）を行う場合の方法その他これに付随する事項の取扱基準を定め、もって業務の円滑な処理を図るとともに、投資者の保護に資することを目的とする。

（対象となる取引の範囲）

第 2 条 この規程の対象となる取引は、顧客が行う外国証券の取得又は処分等であって、当該取得又は処分等が外国証券業者に開設されている顧客の口座を通じて行われ、かつ、当該取得又は処分等の決済が外国において行われるものとする。

（法令等の遵守）

第 3 条 外国証券取引の取扱いに当たっては、この規程によるほか、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法その他の法令、日本証券業協会の諸規則並びに売買執行地の法令及慣習等に則ってこれを行う。

（顧客の注文の執行）

第 4 条 顧客から注文を受けた外国証券の売買取引の執行は、投資者保護の本旨に則り、公正かつ的確にこれを行う。

（売買報告書）

第 5 条 顧客の売買注文が成立した際の顧客への通知については、外国証券業者が作成する売買報告書を、当社を経由して、顧客の指定する住所あて送付する。

（顧客名簿の作成）

第 6 条 顧客と外国証券取引の取扱いを開始したときは、取扱年月日、顧客名、顧客の分類（非居住者、在日外国人居住者の別）、外国証券の種類、銘柄名、売買の別、数量、売買金額、取扱手数料及び取次先外国証券業者名等が一覧できる顧客名簿を作成し備え置くものとする。

付 則

この規程は、 年 月 日から施行する。